

第3次
高梁市

教育振興基本計画

大志を抱き^{いだ}未来を拓く^{ひら}人づくり



令和3(2021)年3月

高梁市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 位置付け	1
3 計画期間	1

第2章 高梁市の教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化	3
2 これまでの取組の状況	4

第3章 計画の基本構想

1 基本構想の骨子	7
2 目指す教育	7
3 基本目標	8
4 基本方針	8
5 進捗状況の点検と計画の見直し	9

第4章 施策の展開

基本方針1 心身ともにたくましい子どもが育つ教育を進めます

施策1 Society5.0の時代を生き抜く力を育てます	10
施策2 一人一人の自立を目指した特別支援教育を推進します	12
施策3 たくましく、心やさしい子どもを育てます	14
施策4 地域と連携して活力ある学校づくりに努めます	16
施策5 多様な体験を取り入れたふるさと学習を展開します	17
施策6 就学前から小、中、高、さらには大学までも見通した一貫教育を推進します	18
施策7 地域に応じた教育体制づくりを進めます	19
施策8 地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供と食育を推進します	20
施策9 学校園施設・設備の充実を図ります	2

1

基本方針2 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

施策1 誰もが楽しみ触れ合える生涯学習活動を推進します	22
施策2 社会教育施設の充実を図ります	23
施策3 地域文化・芸術活動を振興します	24
施策4 文化財の保護・保存と有効活用を図ります	25
施策5 歴史を生かしたまちづくりを推進します	27
施策6 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します	28
施策7 スポーツを通じた青少年の育成を図ります	29
施策8 スポーツ施設の充実と広域的なスポーツを推進します	30
施策9 人権を大切にする共生のまちづくりを進めます	31

【資料等】

・高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱	32
・第3次高梁市教育振興基本計画検討委員会	33
・高梁市教育大綱	34
・高梁市一貫教育全体構想図「たかはしベーシック」	35
・高梁市の教育関係資料	36

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

「第2次高梁市教育振興基本計画」の計画期間が令和2（2020）年度で終了することから、社会情勢の変化やこれまで進めてきた取組の成果と課題を踏まえるとともに、「高梁市総合計画」の教育分野の施策の具体化、また各種計画等との整合を図りながら、高梁市の地域性や独自性を持たせつつ本市の教育が進むべき方向を明らかにし、推進のための計画を市民に示すことを目的として、「第3次高梁市教育振興基本計画」を策定します。

2 位置付け

○ 法的な位置付け

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画とします。

○ 本市の上位計画等との関係

「高梁市総合計画」の施策をより具体化するため、高梁市長が高梁市教育委員会と協議し定めた「高梁市教育大綱」を指針として策定する本市の教育行政における総合計画とします。

3 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

国 (文部科学省)

教育基本法 (H18.12)

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第3期教育振興基本計画 (H30.6) [計画期間：H30～R4年度]

【教育の普遍的な使命】

改正教育基本法の理念、目的、目標を踏まえ、「教育立国」の実現に向けさらなる取組が必要

岡山県

第3次岡山県教育振興基本計画 (R3.2) [計画期間：R3～R6年度]

【基本目標】 「心豊かに、たくましく、未来を拓く^{ひら}」人材の育成

高梁市

高梁市総合計画 基本構想 (R2.12) [計画期間：R3～R12年度]

前期基本計画 (R3.3) [計画期間：R3～R7年度]

【都市像】 ^{けんこう} 健幸都市 たかはし

【基本理念】 “つながり” から造る心豊かなまちづくり

【基本方針】 (教育分野) たくましく豊かな心を未来へつなぐ学びのまち

高梁市教育大綱 (R2.12 改訂) [計画期間：R3～R7年度]

【基本目標】 ^{いだ} 大志を抱き ^{ひら} 未来を拓く人づくり

- ・ 夢や目標の実現を目指して努力する人
- ・ ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
- ・ 知・徳・体の調和のとれた成長をする人

第3次高梁市教育振興基本計画 (R3.3) [計画期間：R3～R7年度]

- ・ 教育基本法第17条第2項に基づき策定する
- ・ 高梁市総合計画を上位計画とする
- ・ 高梁市教育大綱を指針とする
- ・ 高梁市の地域性や独自性を取り入れた計画とする
- ・ 10年間を見据え、前期5年間で取り組む計画とする

第2章 高梁市の教育を取り巻く状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢社会の進行

日本の総人口は、平成20(2008)年以降、減少局面に移っていますが、医療体制の充実や医学の進歩、生活水準の向上等によって平均寿命が著しく伸長し、人生100年時代の到来も予想されています。

国立社会保障・人口問題研究所が平成30(2018)年に公表した「日本の地域別将来推計人口」では、高梁市の人口は今後30年間で約45%減少し、令和27(2045)年には17,670人、市民の2人に1人が65歳以上の高齢者になると推計されています。

人口減少や少子高齢化の進行は、経済活動の縮小や雇用環境への影響だけでなく、人々の価値観やライフスタイルの変化、職業観や勤労観の多様化をもたらしています。

このように大きく変容する社会においては、夢や目標を持ちそれを実現するために努力するとともに、様々な課題に対し、他者と協働しながら柔軟かつたくましく対応する力を身に付けた人材の育成が重要です。

また、人生100年時代をより豊かに生きることができるよう、多様な学習機会や情報の提供等、生涯を通じた学びを推進する環境整備も求められています。

(2) Society5.0時代の到来

AI^(注1)、IoT^(注2)等の技術革新に伴って社会が劇的に変わるSociety5.0^(注3)時代が到来し、10~20年後、労働人口の相当規模が技術的にはAIやロボット等で代替され、これまではなかった新たな仕事が生まれるとも考えられています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大によって新しい生活様式が取り入れられる中で、非対面・非接触のニーズも高まり、社会のオンライン化、デジタル化の動きはこれまで以上に加速しています。

教育現場においても、STEAM教育^(注4)やEdTech^(注5)の活用等、技術革新の進展による教育方法の変化がもたらされる可能性も示されています。

あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易となる中で、情報を取捨選択し読み解く力や情報技術を適切に使いこなす力といった情報活用能力を育成するとともに、AIにはない人間ならではの感性や創造性といった強みを発揮しながら、新たな価値を創造できる人材の育成が重要です。

(3) グローバル化の進展

グローバル化の加速によって、世界の国々の相互影響と依存の度合いが急速に高まるとともに、感染症や環境問題、エネルギー資源問題といった地球規模の共通課題も増大しており、各国の行政機関のみならず、地域や企業、教育機関といった多様な主

体がSDGs^(注6)の達成に向けた取組を推進することが求められています。

また、グローバル化によって社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化中、さらなる人材の流動化や人材獲得競争の激化も予想されています。高梁市においても、在留外国人数は増加傾向にあり、外国人居住率も高い状況となっていますが、グローバル化の進展と人口減少による労働力不足を背景に、今後もさらに増加していくことが予想されます。

言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々との相互理解を深め、コミュニケーションを図りながら柔軟に対応できる人材の育成とともに、グローバルな視点を持って、地域社会の発展や課題解決に積極的に参画・貢献しようとする志を持った人材の育成が求められます。

(4) 地域コミュニティの弱体化と郷土愛の希薄化

急速な人口減少と少子高齢化の進行、世帯構造の変化等により、コミュニティ内における世代間の交流機会が減少し、地域と家庭との“つながり”は弱まり、郷土の自然や伝統、文化等に対する愛着も希薄化し、地域コミュニティの活力や自治機能の低下が懸念されています。

また、家庭環境の多様化に伴って、子育ての不安や孤立を感じる家庭、子どもの社会性や基礎的生活習慣の育成等に課題を抱える家庭も増加する中、相談できる相手が身近にいないといった状態も生じてきています。

地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりとともに、地域行事への参加をはじめとした地域社会との様々な関わりを通じて、ふるさとへの愛着と誇りを育み、その発展に積極的に参画・貢献できる人材の育成が求められています。

地域発展の担い手を育てる観点からも、学校と地域の連携・協働を一層推進し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現することも重要です。

2 これまでの取組の状況

「第2次高梁市教育振興基本計画」(平成28年3月策定)においては、「大志を抱き未来を拓く人づくり」を基本目標とし、次の基本方針に基づき、各種施策を推進してきました。

(1) 心身ともにたくましい子どもを育てます

確かな学力や豊かな心、健やかな体等、たくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが自立し、生涯にわたって学び続ける基礎となる力や、社会の一員として積極的に社会の発展に貢献できる力を育むため、高梁市一貫教育全体構想図「たかはしベーシック」に基づき、就学前から学校教育までの一貫教育を推進しました。

また、就学前教育保育の指導・支援体制の充実を図り、高梁市就学前保育課程の着実な実施や小学校教育への円滑な接続に努めました。

子どもたちがふるさと高粱に対する理解を深め、郷土に対する愛着と誇りを育めるよう、山田方谷をはじめとする郷土の偉人を題材とした道德教育の推進、体験活動や社会教育事業を通じたふるさと学習の推進にも取り組みました。

(2) 充実した教育環境を整備します

教職員の資質向上のための研修機会の提供、各学校の課題に応じた人的配置による指導体制の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育てる体制を整えるため、小中学校のコミュニティ・スクール^(注7)の導入を進めました。

学校施設については、耐震対策やバリアフリー化、特別教室の空調設備の整備等を計画的に進めるとともに、授業用のタブレット型パソコンや電子黒板の導入等、ICT^(注8)環境の整備も進めました。

また、高粱市立学校再編推進審議会からの答申（平成30年3月答申）や地域要望等を踏まえ、適切な学校配置についての検討を進めました。

(3) 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

文化講座やスポーツ教室の開催等、市民が生涯学習やスポーツに親しむ機会の充実を図るとともに、その拠点施設として、高粱市図書館や成羽複合施設（たいこまるプラザ）、神原スポーツ公園多目的グラウンド（シャルムスタジアム）や川上総合運動公園、有漢スポーツパークグラウンドゴルフ場等の整備を進めました。

また、地域の財産として次代へ継承していくため、文化財の適切な保存・管理や継続的な調査・研究を行うとともに、伝統芸能・文化団体等の支援・連携を図りました。

国・県レベルのスポーツ競技大会の誘致やイベント開催を通じて、広域的なスポーツ交流の推進による活性化も図りました。

これまでの取組を引き継ぎつつ、社会情勢の変化や新たな課題も踏まえたさらなる取組を推進していく必要があります。

(注1) AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。

(注2) IoT

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車や家電、ロボット、施設等あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

(注3) Society5.0

AI、ロボット、IoTなどの先端技術を産業や社会生活に取り入れ、イノベーションから新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる人間中心の社会のこと。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)といった人類がこれまで歩んできた社会に次ぐ第5の新たな社会を、デジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で「Society5.0」と名付けられた。

(注4) S T E A M教育

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学) 等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育。

(注5) E d T e c h

教育におけるA I、ビックデータ等の様々な新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

(注6) S D G s

Sustainable Development Goals の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳されている。平成27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられた、令和22(2030)年までに地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成されている。なお、SDG sでは、教育に関する目標として、目標4に「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と定められている。

(注7) コミュニティ・スクール

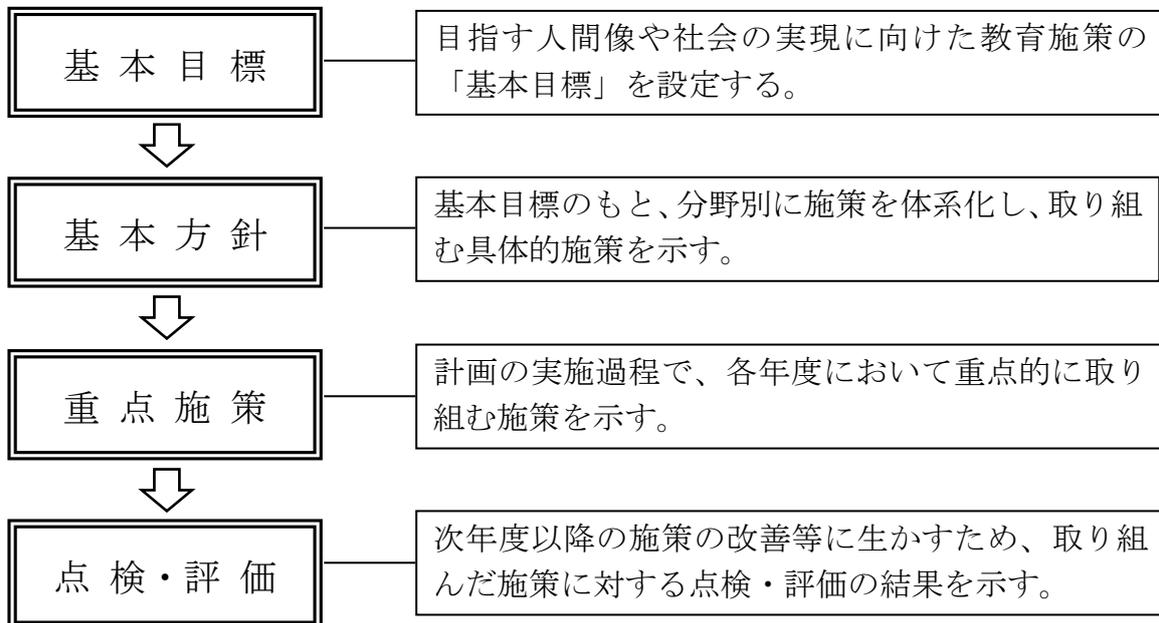
学校運営協議会制度。保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。

(注8) I C T

Information & Communications Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称。

第3章 計画の基本構想

1 基本構想の骨子



2 目指す教育

“生きる力”を育むことにより、自己の個性や能力を伸ばし、一人の人間として自立し、柔軟にたくましく生きていくことができるよう、発達段階に応じた質の高い教育を進めます。

ふるさとへの愛着と誇りを育み、地域活動やまちづくり活動に主体的に参画し、地域の発展に貢献できる人材を育成するため、ふるさと高梁に学ぶ教育を積極的に進めます。

誰もがふるさとで健康で心豊かに暮らし続けることができるよう、生涯を通じて、いつでも、どこでも学び、スポーツに取り組むことができる教育環境づくりを進めます。

多様性を認め合い、尊重し合い、支え合える共生社会の実現を目指し、様々な人々との“つながり”を大切にしながら、相互理解を深め柔軟に対応していくことができる人材の育成に向けた教育を進めます。

3 基本目標

いだ ひら

大志を抱き未来を拓く人づくり

- 夢や目標の実現を目指して努力する人
- ふるさとを愛し活力あるまちを創る人
- 知・徳・体の調和のとれた成長をする人

高梁市の未来を拓く原動力は、“人づくり”にあります。“生きる力”の要素である「知（＝確かな学力）」「徳（＝豊かな心）」「体（＝健やかな体）」を調和よく身に付けた人を育てます。

また、大きな志を持って夢や目標を実現するために精一杯努力するとともに、様々な“つながり”を大切にしながら、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材を育成します。

4 基本方針

基本方針1 心身ともにたくましい子どもが育つ教育を進めます

- ① Society5.0の時代を生き抜く力を育てます
- ② 一人一人の自立を目指した特別支援教育を推進します
- ③ たくましく、心やさしい子どもを育てます
- ④ 地域と連携して活力ある学校・園づくりに努めます
- ⑤ 多様な体験を取り入れたふるさと学習を展開します
- ⑥ 就学前から小、中、高、さらには大学までも見通した一貫教育を推進します
- ⑦ 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- ⑧ 地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供と食育を推進します
- ⑨ 学校園施設・設備の充実を図ります

基本方針2 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

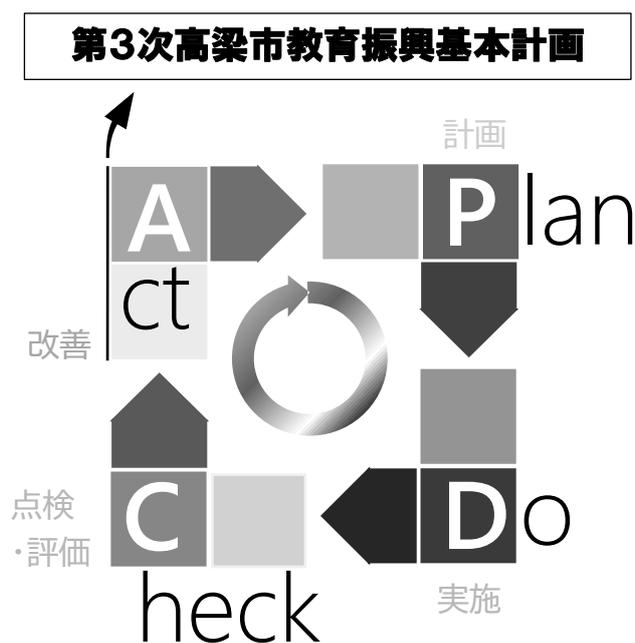
- ① 誰もが楽しみ触れ合える生涯学習活動を推進します
- ② 社会教育施設の充実を図ります
- ③ 地域文化・芸術活動を振興します
- ④ 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- ⑤ 歴史を生かしたまちづくりを推進します
- ⑥ ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- ⑦ スポーツを通じた青少年の育成を図ります
- ⑧ スポーツ施設の充実と広域的なスポーツを推進します
- ⑨ 人権を大切に作る共生のまちづくりを進めます

5 進捗状況の点検と計画の見直し

計画の実施過程においては、各年度において重点的に取り組む「教育行政重点施策」を策定、公表し、計画の着実な実施に努めます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会では、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自ら点検・評価を行います。その結果について、評価委員から意見を聴取した後、報告書を作成し、議会へ提出するとともに、市民へ公表します。

この点検・評価の結果を、次年度以降の施策の改善等に生かすよう努めるとともに、計画の実施過程においては、社会情勢や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に応じて、必要があれば計画内容の見直しを行うものとしします。



第4章 施策の展開

基本方針 1 心身ともにたくましい子どもが育つ教育を進めます

施策 1 Society5.0 の時代を生き抜く力を育てます

《 現状と課題 》

- ・ Society5.0 の時代を生き抜くための資質・能力を、一人一人に応じた学習環境の中で確実に身に付けさせることが求められています。
- ・ 学習指導要領の趣旨に則った授業改善を進めていくことで、子どもたちの資質・能力の向上を図っていくことが求められています。
- ・ 新たな感染症等に対しても、感染予防対策を徹底しながら、学びの継続を保障していく必要があります。

《 施策の方向 》

基礎・基本の定着が図られ、思考力・判断力・表現力を高める授業が展開されることにより、学力が向上し、予測不能な出来事に対しても課題解決ができる資質・能力が身に付くよう、学校経営や授業の改善を進めていきます。

また、子どもたちが ICT 機器を日常的に扱い、情報活用能力を身に付けることができるよう、ICT を活用した学習を推進します。新たな感染症等が発生しても、ICT 機器等を効果的に活用しながら、可能な限り、子どもたちの学びを継続することができるような取組を進めていきます。

《 主な取組 》

・ 確かな学力の育成

主体的・対話的で深い学びの実現等、学習指導要領の趣旨に則った授業改善を進めていくことで、子どもたちの資質・能力の向上を図ります。

・ ICT を活用した教育の推進

一人一台端末の環境を最大限に活用し、個別最適化された学習による基礎・基本の定着を図るとともに、課題解決的な学習に協働的に取り組むことを通して、思考力・判断力・表現力を育成します。

また、教職員の ICT 活用技術向上のための研修等を進めます。

・ 感染症の予防と学びの保障

新たな感染症の発生を想定し、感染予防対策を徹底するとともに、一人一台端末や学習ソフト等の ICT 環境を有効に活用して学びの継続を保障します。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値。「授業において、I C Tを活用した指導・支援を日常的に行っている教員の割合」は令和2（2020）年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
全国学力・学習状況調査における全国平均正答率との差	小学校 6年生	-0.5	+1.0	+1.0	+1.0	+1.0	+1.0
	中学校 3年生	-1.0	+1.0	+1.0	+1.0	+1.0	+1.0
I C Tを活用した指導・支援を日常的に行っている教員の割合		69.7%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
校務支援システムのメニューを有効に活用している教員の割合 ※		—	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
「これまでに受けた授業で、コンピュータなどのI C Tをほぼ毎日使用している」と回答した児童生徒の割合	小学校 6年生	18.3%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%
	中学校 3年生	4.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%

※ 令和3（2021）年度から運用

施策2 一人一人の自立を目指した特別支援教育を推進します

《 現状と課題 》

- ・全国や県と比較して、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が多い傾向にあり、通常の学級、特別支援学級、通級指導^(注9)教室等、多様な学びの場^(注10)における特別支援教育及び支援体制の充実が必要とされています。
- ・障害のある子どもの自立や社会参加に向け、関係機関と連携しながら、切れ目のない継続した支援の充実が求められており、そのために教職員の専門性をさらに向上させていく必要があります。

《 施策の方向 》

通常の学級、特別支援学級、通級指導教室など多様な学びの場における特別支援教育の指導体制を整えます。また、複数回の研修を体系的に計画・実施することを通して、教職員の知識や技能、教育内容の充実を図っていきます。

障害のある子どもの就学に向けた相談活動を充実させ、保護者が適切な学びの場を選択できるよう支援します。

関係機関と連携しながら学校での学習や生活において必要な指導・支援の在り方を共有するとともに、切れ目なく指導・支援が継続されるように個別の教育支援計画等による確実な引き継ぎを進めていきます。

《 主な取組 》

・校内支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターを中心に校内体制を整え、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室等、多様な学びの場における特別支援教育の充実を図ります。特に、特別支援学級においては、担任する教員の専門性向上を図るために、特別支援学校免許状の取得を進めます。また、通級指導教室にセンター的機能をもたせ、市内全域の特別支援教育の指導・支援を充実させます。

・支援員の配置

特別支援教育支援員^(注11)を適正に配置し、通常の学級や特別支援学級等の支援を充実させます。

・適切な就学支援

適切な就学に向けた相談活動を充実させるとともに、教育支援委員会において、障害のある子どもへの適切な支援や就学に向けた助言を行います。

・関係機関との連携

関係機関との連携を一層深め、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、継続した支援の充実を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
小中学校特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許保有率	46.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注9) 通級指導

「通級による指導」とは、大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。

(注10) 多様な学びの場

「多様な学びの場」とは、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み。

(注11) 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において障害のある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者。

施策3 たくましく、心やさしい子どもを育てます

《 現状と課題 》

- ・困難な出来事に直面してもあきらめないたくましい心や、相手の立場を理解して親切にするやさしい心を育てることが求められています。また、将来の夢や目標を持ち、努力できる子どもの育成が求められています。
- ・いじめや不登校等の問題行動に対して、早期発見・早期対応による安心で安全な学校づくりを進めていくことが喫緊の課題とされています。
- ・高齢者や障害者、外国人の増加等に伴い、相互理解に基づく共生社会の担い手を育む教育の充実が求められています。

《 施策の方向 》

教育活動の様々な機会を捉え、たくましくやさしい心を育てる取組を進めていきます。また、支持的な学校風土を醸成するとともに、いじめや不登校等の早期発見・早期対応を進め、子どもたちが安心して登校し、学ぶことができる学校環境を整えます。

道徳や特別活動等を中心にしながら、相手の立場に立ったものの見方や考え方を育てることを通して、高齢者や障害者、外国人等、言語や文化が異なる様々な人々と共生できる柔軟で、しなやかな人材を育成していきます。

《 主な取組 》

・豊かな心の育成

就学前から高等学校段階までの発達段階に応じた心の教育の充実を図り、他者を思いやり命を大切にしたりするなど、子どもたちの人間力の向上を図ります。人権教育、道徳教育、特別活動等、教育活動の様々な機会を通して、積極的に他者と関わり、相手を理解し、多様な価値観を受け入れようとする共生社会の担い手を育成します。また、国内のトップアスリート等による授業や交流体験を通して、スポーツを楽しんだり、夢をもって努力したりするなど、志を抱く教育を推進します。

・いじめや不登校等、問題行動の早期発見・早期対応

学校生活における児童生徒の意欲や満足感、学級集団の状態を把握する調査等を通して、いじめや不登校等の問題行動の芽を早期に発見し、県作成の対策スタンダード等を参考にしながら、いじめや問題行動等への対応や不登校解消への支援に取り組む体制をつくります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
「将来の夢や目標を持っている」児童生徒の割合	小学校 6年生	84.6%	87.0%	90.0%	93.0%	96.0%	100.0%
	中学校 3年生	72.6%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
「学校に行くのは楽しいと思う」児童生徒の割合	小学校 6年生	81.2%	85.0%	89.0%	93.0%	97.0%	100.0%
	中学校 3年生	84.6%	87.0%	90.0%	93.0%	96.0%	100.0%
「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」児童生徒の割合	小学校 6年生	96.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	中学校 3年生	97.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策4 地域と連携して活力ある学校・園づくりに努めます

《 現状と課題 》

- ・学校と地域が連携し、教育課程を共有していく中で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の推進を通して、地域全体で子どもの健全な育成を図る体制づくりを進めていくことが求められています。

《 施策の方向 》

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の活性化、また、特色ある学校づくりの促進等を通して、学校と地域との密接なつながりの中で子どもたちの健やかな育成を目指すとともに、子どもたちが地域のよさを理解し、よりよい地域の担い手となるための素地を養っていきます。

《 主な取組 》

・コミュニティ・スクール、地域学校協働活動等の推進

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等により、地域の学校・園運営への参画や地域と共同で実施する教育活動を促進し、開かれた学校づくりを推進します。また、家庭との連携のもと、地域の行事に対する関心を高めるとともに、実際に行事に参加し、地域の方々と交流することを通して、子どもたちの健やかな育成を図ります。

・特色ある学校づくり

地域をよく知る高齢者等の人材や地域の特色ある素材を生かした多様な教育活動・体験活動を積極的に進め、特色ある学校づくりを進めます。

・関係機関との連携

市内大学との連携を通して、大学が有する教育施設や専門性の提供を受けながら、ICT教育等の推進を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
特色ある学校づくりに取り組む小 中高等学校の割合 ※		—	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%
「今住んでいる地域の行 事に参加している」児童 生徒の割合	小学校 6年生	77.7%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%	100.0%
	中学校 3年生	68.1%	75.0%	80.0%	85.0%	90.0%	95.0%

※ 令和3（2021）年度から実施

施策5 多様な体験を取り入れたふるさと学習を展開します

《 現状と課題 》

- ・高梁市には、先人たちが築き上げ、後世に受け継ぐべきすばらしい歴史や伝統・文化、そして、豊かで美しい自然とそれを生かした産業があります。体験活動等を取り入れながら地域のよさについて学ぶことを通して、ふるさとを理解し、大切に作る心や態度を育てることが求められています。

《 施策の方向 》

子どもたちがふるさとを愛し、郷土の偉人や地域の歴史・伝統文化に誇りを持つとともに、ふるさとに貢献し、さらに発展させたいと思う心や態度を育てるために、ふるさと学習を推進します。

《 主な取組 》

・ふるさと学習の推進

高梁の歴史・伝統文化、山田方谷をはじめ郷土の偉人の業績や生き方、教え等を学ぶことを通して、郷土高梁を愛する心を育てるとともに、高梁の自然や観光資源、産業等をさらに発展させていくために、自ら課題を発見し、進んで解決しようとする心や態度を育てます。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
各教科等で郷土の偉人を扱って授業を行った学校数	小学校	14校	15校	14校 ※1	14校	14校	13校 ※2
	中学校	4校	6校	6校	6校	6校	5校 ※2
	義務教育学校	—	—	—	—	—	1校 ※2

※1 令和4（2022）年度から有漢西小学校を有漢東小学校へ統合

※2 令和7（2025）年度から有漢東小学校と有漢中学校を統合し、義務教育学校として開校予定

施策6 就学前から小、中、高、さらには大学までも見通した一貫教育を推進します

《 現状と課題 》

- ・学校間において、中学校区単位で合同授業や交流活動等を積極的に進め、園・小中学校の連携と一貫性のある教育体制をつくとともに、高等学校や大学との連携を深め、一貫性のある教育を推進していくことが求められています。

《 施策の方向 》

高梁市一貫教育全体構想図「たかはしベーシック」に基づいて、幼児期から小・中・高等教育、さらには大学に至るまで系統的で一貫した教育を推進していきます。

《 主な取組 》

・一貫した教育の推進

就学前・小・中・高等学校・大学間での合同授業や出前授業、交流活動等を積極的に進め、相互の連携を図るとともに、系統的で一貫した教育を推進します。

・就学前教育と小学校教育との円滑な接続

「高梁市就学前教育保育ビジョン」に基づいて、多様な体験活動を充実させるとともに、接続カリキュラムを通して、就学前教育と小学校教育との滑らかな接続を図ります。

・校種を超えた交流活動によるキャリア教育

児童生徒が校種を超えて交流することを通して、先輩の生き生きと活動する姿に触れ、進学したり成長したりすることに憧れや期待を抱いたり、世代を超えた関わりの中で自分のよさに気づいたりする学習の充実を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
「近隣等の小（中）学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った」学校の割合	小学校 6年生	60.0%	65.0%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%
	中学校 3年生	83.3%	85.0%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策7 地域に応じた教育体制づくりを進めます

《 現状と課題 》

- ・少子化・人口減少の中で、学校の小規模化や複式学級の増加が進んでおり、集団生活の中で社会性を育てることや切磋琢磨する機会が得にくくなっています。
- ・人数の多い学校においては、少人数によるきめ細かな指導体制が求められており、高梁の地域特性に応じた適切な学級編制の在り方の検討が必要とされています。

《 施策の方向 》

きめ細やかな指導・支援が行き届くように、市独自の学級編制の弾力化を図り、子どもたちの学びやすい環境を整えます。

学校規模の適正化を図ることによって、同年齢や異年齢同士の交流を進め、系統的な教育を展開していくための教育体制・教育環境を整備します。

《 主な取組 》

・適切な学校配置と教育体制づくり

今後の幼児・児童・生徒数の推移を踏まえ、子どもの能力を最大限に伸ばすことができる学級・学校規模を考慮し、統廃合も含めて適切な学校配置を推進します。小学校の通常の学級においては、令和3年度より市独自の弾力化事業として、1学級当たりの人数を30人以下とし、子どもたちが生活しやすく学びやすい環境を整備します。

小規模特認校^(注12)、義務教育学校^(注13)等、小規模校の環境を生かした学校環境整備の在り方を研究し、子どもたちの学びの充実を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元(2019)年度数値

指標の内容		現状値	R3	R4	R5	R6	R7
「(教科)の授業はよく分かる」児童生徒の割合※	小学校 6年生	84.6%	88.0%	91.0%	94.0%	95.0%	95.0%
	中学校 3年生	74.1%	77.0%	80.0%	83.0%	85.0%	85.0%

※ 小学校は国語・算数、中学校は国語・数学・英語の平均

(注12) 小規模特認校

小規模校の特性を生かした教育活動を推進する小中学校にさらに特色を持たせ、そのような学校で教育を受けさせたいという保護者の期待に応えるため、一定の条件のもとに通学区域外からの入学を認め、児童生徒を受け入れるもの。

(注13) 義務教育学校

平成27年に学校教育法等が改正され、心身の発達に応じた小中一貫教育を行うことを目的として、小学校から中学校までの9年間の義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の制度が創設されたもの。

施策8 地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供と食育を推進します

《 現状と課題 》

- ・平成27（2015）年度から幼稚園とこども園への給食提供も開始し、全市的に学校給食を通しての食育の推進に取り組んできました。子どもたちの健やかな心とからだが育つよう、またふるさとへの愛着が高まるよう、地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供とさらなる食育の推進が求められています。
- ・現在、学校給食センター3施設で学校給食の提供を行っており、より安全に給食調理と配送を行うことができるよう計画的に施設・設備の更新を進めてきました。施設の老朽化や児童生徒数の減少に伴う給食提供数の減少も踏まえ、引き続き計画的に施設・設備の更新を進めるとともに、今後の運営面の在り方を検討する必要があります。

《 施策の方向 》

地産地消に配慮した安心・安全な給食を提供するとともに、食育の推進に取り組みます。また、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、運営面を検討します。

《 主な取組 》

・地産地消の推進

農業施策・福祉施策と連携した地産地消の取組を進め、地域の食材を生かした献立の充実を図ります。

・食育の推進

「子どもたちが考えた共通献立」や旬の食材を活用した行事食・郷土料理の提供等を行います。また、学校給食に関わる行事や日々の献立を通して、地域の食材に関心を持ったり、人や地球環境・社会・地域に優しい消費の在り方を考えたりする契機となるような取組を充実します。

・施設・設備の適切な維持管理と運営の検討

食物アレルギー対応等に配慮した安心・安全な学校給食の提供を図るため、老朽化した施設・設備の計画的な更新を進めます。また、施設運営面の今後の在り方については、統合・民間委託等を検討します。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
学校給食での市内産品の使用率 ※	14.9%	22.0%	29.0%	36.0%	43.0%	50.0%

※ 全使用品目に対する市内産分の延べ使用回数割合を年2回（各1週間）集計したもの

施策9 学校園施設・設備の充実を図ります

《 現状と課題 》

- ・市立学校全校への一人一台端末導入や無線LAN整備等のICT環境整備を進めてきましたが、情報教育のより一層の充実が求められており、児童生徒がICTを活用して学習できる環境整備をさらに進めていく必要があります。
- ・子どもたちが安心して学び、安全に生活する場であるとともに、災害時の緊急避難場所としてその役割を期待される学校教育施設は、老朽化が進み近い将来一斉に更新時期を迎える見込みであることから、中長期的な個別施設計画である「高梁市学校施設長寿命化計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。児童・生徒数の減少に合わせた施設規模の縮小や教育環境の質的改善を考慮しながら改修・建替え等を行いつつ、コストの縮減と平準化を図ることが重要となっています。
- ・再編統合等により閉校となった学校跡地・施設は、地域住民の身近な公共施設であり、地域の振興・発展の拠点とする等の有効活用が求められています。

《 施策の方向 》

少子化に伴う子どもの減少に合わせた施設規模の縮小や教育保育環境の質的改善を考慮しながら改修・建替え等を行い、要するコストの縮減と平準化を図りつつ、子どもたちが充実した環境で意欲的に学ぶことができるよう施設・設備整備を推進します。

《 主な取組 》

- ・ICT環境の継続的な整備
時代に対応したICT機器・設備の充実を図ります。
- ・施設整備の計画的な実行
「高梁市学校施設長寿命化計画」等に基づき、各学校園施設・設備の整備を行います。
- ・施設の維持管理と質的改善
施設・設備の維持管理に努め、バリアフリー化や空調設備、照明のLED化、トイレ洋式化・乾式化等、教育環境の質的改善を図ります。
- ・学校跡地・施設の活用
文部科学省の「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト」等を通じた有効活用に取り組みながら、地域の意向を踏まえ検討します。

《 目標指標 》 *現状値は令和2（2020）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
教室への電子黒板等の設置率	22.0%	59.0%	70.0%	80.0%	90.0%	100.0%
空調設備の特別教室整備率	63.0%	66.0%	70.0%	75.0%	80.0%	85.0%
トイレの洋式化率	46.7%	51.0%	55.0%	60.0%	65.0%	70.0%

基本方針 2 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

施策 1 誰もが楽しみ触れ合える生涯学習活動を推進します

《 現状と課題 》

- ・人口減少・少子高齢化が進み、生涯学習活動の参加者の固定化により活動が縮小されている中で、各地域の特性や課題に応じた講座や行事等を企画運営するためには、社会教育団体への支援や生涯学習活動の担い手となる若者の育成など、生涯学習活動を支援する環境づくりが必要です。
- ・公民館講座や研修会など数多くの学習機会を提供してきましたが、国際化、情報化、少子高齢化をはじめとした変化の激しい社会情勢において、多様化する市民ニーズに対応するためには、社会教育施設を拠点に様々な年代が学び合う学習機会の充実や、エリアを超えた生涯学習ネットワークの構築が求められています。

《 施策の方向 》

地域に密着した生涯学習活動を通じて、活動参加者のすそ野を広げ、地域の担い手として活躍する若者の育成を図ります。地域が豊かになる学びを通じて、学んだことがまちづくりに生かされる仕組みの構築を図ります。

《 主な取組 》

・多様な学習機会の提供

地域の特性や課題、個人のニーズに応じた学習機会を提供し、子どもを含めた様々な年代の地域社会への参加・参画を推進するとともに、学習の成果を活動につなげるために、地域活動リーダーの育成を図ります。

様々な体験を通して、子どもたちの可能性や夢を広げるため、日常では味わえない体験や見学など、本物に触れることにより、目標や将来の夢を広げる学習機会を提供します。

・郷土愛の醸成

市内の小中高生が地域課題の解決やまちづくりに積極的に参画できる活躍の場を創出し、郷土への愛着心を醸成します。

・子どもの読書活動の推進

「第4次高梁市子ども読書活動推進基本計画」に基づき、子どもの読書活動に関わる全ての者（市・図書館・家庭・学校園・民間団体等）が横断的に連携し各種取組の充実と促進を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
公民館講座受講者数（延べ）	17,880 人	18,300 人	18,700 人	19,100 人	19,500 人	20,000 人
青少年の体験講座等の参加者数 （延べ）	1,839 人	1,870 人	1,900 人	1,930 人	1,960 人	2,000 人

施策2 社会教育施設の充実を図ります

《 現状と課題 》

- ・多くの社会教育施設で老朽化が進むなか、市民の利便性の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備・改修が必要です。
- ・生涯学習の拠点施設として、高梁市図書館が多様な機関と連携し、交流の場として賑わいを創出しています。今後は、まちづくりや地場産業の振興などさらなる役割が期待されています。

《 施策の方向 》

多様化する社会教育活動に対応するため、生涯学習の核となる高梁市図書館をはじめとした社会教育施設の充実と活用を図ります。

《 主な取組 》

- ・生涯学習活動を支援する環境づくり
あらゆる世代の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、施設機能を充実させ、幅広い生涯学習活動を支援する環境づくりを進めます。
- ・高梁市図書館の活用
高梁市図書館が、人と人、人とモノ・コトをつなげる交流の場として賑わいを創出することで、まちづくりや地元産業の振興につなげます。また、生涯学習の拠点として、地域、学校園、大学その他多様な機関等と連携・協働し、誰もが楽しみ、触れ合える学習機会を提供します。
- ・施設環境の整備
老朽化した施設の改修や設備の更新を計画的に行い、安全で快適な施設環境を整えます。
- ・指定管理者制度の活用による施設運営
経費の削減や、きめ細かな質の高いサービスの向上が期待できる指定管理者制度のもと、民間事業者と緊密に連携を図りながら、その活力やノウハウを活用し、円滑な施設運営を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
図書館主催の講座等イベントの参加人数（延べ）	5,953 人	6,200 人	6,400 人	6,600 人	6,800 人	7,000 人
図書館（室）の一人当たり貸出冊数	7.4 冊	8.0 冊	8.5 冊	9.0 冊	9.5 冊	10.0 冊

施策3 地域文化・芸術活動を振興します

《 現状と課題 》

- ・生活意識や価値観の多様化などにより、文化・芸術に対する関心や期待が高まってきており、幅広い文化・芸術の振興に取り組む必要があります。

《 施策の方向 》

本物の文化・芸術に触れる機会の提供や、夢や目標を育む事業に取り組みます。

充実した社会教育施設において、芸術活動・地域文化の振興を図ります。

日常の暮らしの中で、文化・芸術が生活に潤いや充実感をもたらすものとして浸透する取組を図ります。

《 主な取組 》

・地域文化の創造と交流

地域の文化・芸術諸団体の活動を支援するとともに、市民相互の連携を深めることで地域文化の創造と交流を推進します。

・郷土愛の醸成

山田方谷をはじめとする郷土の偉人や歴史を学ぶことを通じて、ふるさと高梁への愛着と誇りを醸成します。

・芸術・文化の浸透

市民の地域文化への関心と学習意欲に応えるため、ニーズに沿った文化講座等の開催や、芸術・文化を鑑賞する機会を提供します。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
文化連盟文化祭等入場者数	3,595 人	3,500 人	3,550 人	3,600 人	3,650 人	3,700 人
歴史美術館入館者数 ※	1,663 人	2,200 人	2,400 人	2,600 人	2,800 人	3,000 人
成羽美術館入館者数	17,851 人	18,000 人	18,500 人	19,000 人	19,500 人	20,000 人
吉備川上ふれあい漫画美術館入館者数	10,848 人	11,000 人	11,250 人	11,500 人	11,750 人	12,000 人
山田方谷記念館入館者数	4,936 人	4,800 人	4,850 人	4,900 人	4,950 人	5,000 人

※ 現状値は、収蔵庫空調改修工事に伴う上半期の休館により通常より減少している

施策4 文化財の保護・保存と有効活用を図ります

《 現状と課題 》

- ・貴重な文化遺産や伝統芸能を大切な財産として保護・保存し、次代へ伝えていくとともに、その有効な活用が求められています。
- ・過疎化、少子高齢化で地域が衰退するなか、地域住民や次代を担う子どもたちに、文化財の価値に触れる機会を提供し、まちづくりや地域の活性化に生かしていくことが必要です。

《 施策の方向 》

文化財を適切に保護・保存・管理しながら、活用を図る人材育成や組織づくりの構築を図ります。

文化や歴史に触れる機会を増やし、市民の本市に対する愛着心と誇りが醸成されることで、地域の活性化を図ります。

《 主な取組 》

・文化財の保護・保存

文化財の適切な保存・管理に努め、調査・研究を継続的に行うとともに、積極的な活用を図ります。

国指定史跡備中松山城跡及び重要文化財である備中松山城・旧片山家住宅を保存、整備し、学術的な調査を進めるとともに、その活用を図ります。また、臥牛山全域の史跡指定について関係機関と協議していきます。

「臥牛山のサル生息地」等、天然記念物の適切な保護・管理に努めます。

・文化財の有効活用

岡山県指定重要文化財旧吹屋小学校校舎を保存修理するとともに、多くの人が集う学びの場として、また日本遺産^(注14)のガイダンス施設、さらには交流拡大の場としての活用を図ります。

地域や関係団体等多様な主体と連携し、備中松山城や日本遺産の構成財産である旧吹屋小学校をはじめとした文化財の魅力を国内外へ広く発信し、地域に人や仕事を呼び込むことで地域の活性化を図ります。

文化財の保存活用についての市全体の総合的な方針を定める「文化財保存活用地域計画」^(注15)を策定し、文化財を次代へ伝えていくとともに、その有効な活用を図ります。

・伝統文化の継承

松山踊りや備中神楽、渡り拍子等の伝統芸能を、後世に伝え残していくために、保存会等への支援や顕彰事業に取り組みます。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
国指定文化財備中松山城入城者数	99,267 人	80,000 人	90,000 人	100,000 人	110,000 人	120,000 人
臥牛山のサル生息数	145 頭	143 頭	141 頭	139 頭	137 頭	135 頭

(注 14) 日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーとして文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、総合的に整備・活用し、国内外へも戦略的に発信していくことにより地域の活性化を図る。

(注 15) 文化財保存活用地域計画

文化財の保存・活用に関して、市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定める基本的なアクションプラン。文化財行政の取組の方向性を対外的に明示するとともに、広く周知し、民間団体等の様々な関係者や地域住民の理解・協力を得ることにより地域社会総がかりによる、より充実した保存・活用を図る。

施策5 歴史を生かしたまちづくりを推進します

《 現状と課題 》

- ・建造物の所有者や管理者が高齢化し、歴史的建造物の滅失や劣化が危ぶまれるなか、歴史的町並みを保護・保存・活用するため、地域と一体となって歴史的建造物の保存修理や修景を行っていくことが重要となっています。
- ・旧吹屋小学校をはじめとした有形・無形の構成文化財を用いて描いたストーリーが日本遺産に認定されたことを機に、その歴史的魅力や特色を活用したシティプロモーション^(注16)や地域づくりが求められています。

《 施策の方向 》

文化財の持つ魅力を、地域振興、観光、産業振興、まちづくり、教育等に活用します。

《 主な取組 》

- ・歴史的風致の維持向上
「高梁市歴史的風致維持向上計画（第2期）」に基づき、歴史的建造物や伝統的活動で形成された歴史的風致を維持向上させる事業に取り組みます。
- ・歴史的町並みの保存と活用
城下町としての面影を残す歴史的町並み保存地区整備事業を、地域住民の理解と協力を得て引き続き推進し、周辺に残る文化財と一体的な活用を図ります。
- ・伝統的建造物群の保存と活用
吹屋伝統的建造物群保存地区の計画的な家屋の整備に努めます。
- ・日本遺産を活用した地域の活性化
日本遺産を通じた地域活性化計画に基づき、文化財群などの歴史的魅力や特色を活用した地域の活性化を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
歴史的町並み保存地区整備事業実施件数（累計）	66件	71件	73件	74件	76件	78件
吹屋伝統的建造物群保存地区保存修理事業実施件数（累計）	146件	151件	153件	155件	157件	160件
旧片山家住宅入館者数	8,114人	8,000人	8,500人	9,000人	9,500人	9,800人
旧吹屋小学校 日本遺産センター（仮称）入場者数※	—	—	15,000人	18,000人	22,000人	25,000人

※ 令和4（2022）年度開館予定

(注16) シティプロモーション

まちの魅力を地域の内外に効果的に発信することで、交流人口や関係人口の拡大を狙う地方自治体の宣伝・広報・営業活動。

施策6 ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します

《 現状と課題 》

- ・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ^(注17)、スポーツ少年団等の活動によって、様々なスポーツが各世代に広がっています。しかし、多忙などを理由に、大人のスポーツ実施率は低く、身近で手軽に参加、実施できるスポーツ機会の創出が必要です。
- ・スポーツに関する情報提供は、ホームページ、広報誌、テレビ等で進めていますが、情報提供を不足していると感じている市民も少なくありません。今以上に市民が様々な形でスポーツに参加できるよう、各種競技団体間の情報発信や情報共有について進めていく必要があります。

《 施策の方向 》

「する」「みる」「ささえる」スポーツの分野が市民に認知され、関係分野ではeスポーツ^(注18)等の新たな分野の普及も進んでいく中、年齢や性別、障害等を問わず、多くの市民が身近でスポーツに関わることができる環境づくりを進めます。

各種スポーツ団体の組織力の強化や継続的な活動の支援、また、eスポーツ等新たなスポーツ分野との連携、展開を図り、スポーツへの様々な形でのかかわり方を広めることで、市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現します。

地域に根差したスポーツやトップチームなどを支援、応援することで、多くの市民が身近にスポーツを感じることができる環境づくりを進めます。

《 主な取組 》

・生涯スポーツの推進

スポーツ団体との連携により、各種教室・大会の実施やニュースポーツの振興など市民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる生涯スポーツを推進します。また、市民がそれぞれに合った様々な形でスポーツに参加できる環境を整えるため、スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等関係団体やスポーツ推進委員の活動・組織の強化を図ります。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
総合型地域スポーツクラブの加入者数	208人	212人	217人	221人	226人	230人

(注17) 総合型地域スポーツクラブ

幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ。

(注18) eスポーツ

Electronic Sportsの略。コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技としてとらえる際の名称。広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す。

施策7 スポーツを通じた青少年の育成を図ります

《 現状と課題 》

- ・子どもたちのスポーツ活動においては、少子化により小・中学生の体育・運動部活動及びスポーツ少年団における活動機会が減少傾向で、体力の低下も危惧されています。そのため、運動機会の増加に向けた活動の工夫や環境づくりが必要です
- ・チーム力の強化や選手の育成は、各学校の運動部、地域のスポーツ少年団などに委ねられており、選手の特性や発達段階に応じた長期的な視点での育成体制を整える必要があります。

《 施策の方向 》

市内大学との連携ができるという特性・強みを生かしつつ、市民や関係団体、学校、市などの協働が進み、それぞれが役割分担の中で主体的にスポーツ振興の担い手となって活発にスポーツ活動が行われる環境づくりを進めます。

学校体育、スポーツ活動を通じて子どもの体力向上を図るとともに、各種スポーツ大会や講習会の開催、スポーツ少年団等への活動支援を進め、市民スポーツと学校体育の連携を推進します。

全国で活躍する運動部を有する市内大学と連携を図ることができるという強みを生かし、子ども達を対象にサッカー講習会やスポーツ教室を実施することで、レベルの高い競技スポーツの体験・習得を図ります。

学校やスポーツ少年団等に対し、長期的な視点での一貫指導体制について周知し、相互理解のもとで連携した体制整備を図ります。

《 主な取組 》

・スポーツふれあい交流事業の推進

大会や実技講習会を開催し、参加者同士の交流、トップチームやトップアスリートとの交流などを通じて、スポーツの振興、スポーツ技術の向上を推進します。

スポーツ協会、学校、スポーツ少年団等関係団体が一貫指導体制を整備することについて組織全体で共通理解を図り、指導者の育成や指導者同士の連絡会議、また、合同練習等の積極的な開催等、一体となった競技者の育成に努めます。

《 目標指標 》 ＊現状値は令和（2019）元年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
小学校（5年生）・中学校（2年生） 体力テストのA B段階獲得率 ^(注19)	48.7%	49.0%	49.0%	49.5%	49.5%	50.0%

(注19) 体力テストのA B段階獲得率

毎年、各校において行う8項目の体力テストで、児童生徒それぞれの総合得点をA～Eの5段階に分類するもの。全国規模での調査であり、当該学年の体力・運動能力の比較が可能

施策8 スポーツ施設の充実と広域的なスポーツを推進します

《 現状と課題 》

- ・広域的なスポーツ推進では、全国規模のスポーツ交流事業、また、スポーツ協会の行事等により、スポーツ交流人口の増加や地域の活性化が図られています。しかし、これらの大会等の効果は限られた地域までしか波及しておらず、今後においてその効果を市全体に波及させていくための仕組みづくりが必要です。
- ・広域交流事業など交流の核となるスポーツ事業の効果を市全体に波及させ、市の活性化を図っていくためにも、それぞれの活動の基盤・拠点となる市内スポーツ施設においては、利用者が気持ちよく、安全に使えるよう、適切な維持管理と計画的な更新が求められています。

《 施策の方向 》

国、県レベルの競技大会の誘致やイベントの開催により、広域的なスポーツ交流の促進を図ります。また、交流事業を開催することによって市民の盛り上がりや一体感の醸成を図るとともに、スポーツツーリズムも取り入れながら市全体の活性化につなげていきます。

誰もが、安心安全に、交流拠点として、スポーツを気軽にできる施設の整備充実を図ります。

市内スポーツ施設を活用した大学等の合宿誘致、また、コース増設を行った公認施設等を拠点としたグラウンドゴルフの交流大会等を進めることで、交流人口の増加とともに市内スポーツ施設の魅力を市外にも広めていきます。

《 主な取組 》

・スポーツ交流の推進

マラソン大会の開催やプロサッカーリーグ戦の招致を行うなど、市民が参加、応援、観戦など様々な形でスポーツを通じて交流が図れる機会を設け、市民の一体感、地域の活性化を促進します。

・スポーツ施設の適切な維持管理

スポーツ施設を気持ちよく安全に利用できるよう、適切な維持管理、計画的な更新を行います。

《 目標指標 》 *現状値は令和元（2019）年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
広域的なスポーツ交流機会への参加者数	15,000 人	15,000 人	15,500 人	15,500 人	16,000 人	16,000 人
市外からのスポーツ合宿受入数	1,600 人	1,600 人	1,650 人	1,700 人	1,750 人	1,800 人

施策9 人権を大切に作る共生のまちづくりを進めます

《 現状と課題 》

- ・国際化、情報化、高齢化の進展とともに、権利意識の高揚や価値観の多様化により、様々な人権問題が存在し、複雑・多様化しています。
- ・スマートフォンやSNSの普及に伴う、個人情報の流出などのプライバシーの侵害やインターネット上のいじめ・誹謗中傷、外国人へのヘイトスピーチ、性的マイノリティとされる人に対する人権侵害、災害時における被災者の人権に対する配慮の不足、新型コロナウイルス感染症の感染者、その家族及び医療従事者への偏見・差別といった問題が起きています。
- ・男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野に参画し、均等に政治的・経済的・社会的及び文化的利益を享受し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指し、様々な施策を推進してきましたが、固定的な性別役割分担意識や男女の地位の不平感などが、今も根強く残っています。
- ・国際化時代の観点から国際的視野に立って、外国人が同じ地域社会の一員として、異なる文化や習慣等の多様性を互いに認め合いながら人権を尊重し、安心して暮らせる「多文化共生社会」の実現が望まれています。

《 施策の方向 》

園・学校・家庭・地域・企業等様々な場で対象者の年齢、発達段階、経験、ニーズなどに適切に対応した人権教育・啓発を推進します。

平等、非差別、多様性の尊重に向けた取組を推進します。

男女がお互いの人権を認め合い、あらゆる分野にともに参画できる男女共同参画社会の実現を目指します。

国籍や民族等が異なる人々が、文化的違いを認め合い、ともに地域社会の構成員として支え合いながら暮らせる社会を目指します。

《 主な取組 》

・人権教育推進事業の推進

多様化する人権問題について理解を深めるため、講演会や研修会の開催、人権・啓発リーフレットの作成、配布等を行うとともに、講師派遣や教材の貸出、提供等を実施し、園・学校・地域・企業等での自主的な研修を支援します。

公民館や高梁市図書館の講座において、外国人との交流事業などを通じて、多様な文化や生き方を学び理解を深める機会を提供します。

《 目標指標 》 *現状値は令和元(2019)年度数値

指標の内容	現状値	R3	R4	R5	R6	R7
人権問題学習講座参加者数(延べ)	634人	650人	660人	670人	680人	700人
多文化共生講座開催館数	1館	3館	6館	9館	12館	15館

高梁市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

平成 22 年 5 月 19 日
高梁市教育委員会告示第 14 号

(目的及び設置)

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定により定める高梁市教育振興基本計画の策定に当たり、高梁市における新しい時代の教育のあり方について、幅広く市民各界の意見を聴取し、反映させるため、高梁市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 高梁市教育振興基本計画の策定に関すること。
- (2) その他高梁市の教育の振興に関し必要な事項の検討に関すること。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 市民
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、高梁市教育振興基本計画の策定にかかわる事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、関係者等を会議に出席させ、意見や説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(委員の報酬等)

第 8 条 委員に対し支給する報酬等の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 16 年高梁市条例第 35 号）による。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年高梁市教育委員会告示第 4 号）

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年高梁市教育委員会告示第 10 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第3次高梁市教育振興基本計画（仮称）策定検討委員会

1. 委員名簿

◎：会長、○：副会長

選出区分	氏名	役職等
教育関係者	浅沼園子	高梁市立園長会会長（成羽こども園長）
学識経験者	◎井勝久喜	吉備国大学社会科学部長
教育関係者	岡本恵子	高梁市立小学校長会副会長（高梁小学校長）
各種団体代表者	鴨井倫子	高梁市文化連盟 高梁文化編集副委員長
各種団体代表者	菅田吉昭	（一社）高梁市スポーツ協会副会長
教育関係者	小寺邦彦	高梁市立宇治高等学校長
教育関係者	○小林朝雄	高梁市立中学校長会会長（高梁北中学校長）
各種団体代表者	田村順子	高梁市婦人協議会会長
各種団体代表者	三村秀樹	高梁市公民館連絡協議会会長
各種団体代表者	森和之	高梁市PTA連合会会長

（50音順、敬称略）

2. 開催状況等

開催期日	検討内容
令和3年2月15日	《第1回》 ・高梁市総合計画、高梁市教育大綱の概要 ・第3次高梁市教育振興基本計画の概要、内容検討
令和3年2月15日 ～3月1日	パブリックコメント
令和3年3月4日	《第2回》 ・第3次高梁市教育振興基本計画の最終検討

高梁市教育大綱 令和3-7年度

少子高齢化そして過疎化という厳しい環境下にあっても、高梁の豊かな自然や素晴らしい伝統文化を活かした教育を進め、子どもたちがふるさとを愛し元気に育っていくことにより、地域の教育力は高まり、地域は活性化していきます。そのために、就学前から高等教育までの学校教育、家庭教育や社会教育を充実させ、教育環境を整備することにより、人づくりとまちづくりを一体的に進め、「教育のまち 高梁」の実現を目指します。

基本
目
標

大志を抱き未来を拓く人づくり

夢や目標の
実現を目指して
努力する人

ふるさとを愛し
活力あるまちを
創る人

知・徳・体の
調和のとれた
成長をする人

基本
方
針

① 心身ともにたくましい子どもが育つ教育を進めます

- (1) Society5.0の時代を生き抜く力を育てます
- (2) 一人一人の自立を目指した特別支援教育を推進します
- (3) たくましく、心やさしい子どもを育てます
- (4) 地域と連携して活力ある学校・園づくりに努めます
- (5) 多様な体験を取り入れたふるさと学習を展開します
- (6) 就学前から小・中・高、さらには大学までも見通した一貫教育を推進します
- (7) 地域に応じた教育体制づくりを進めます
- (8) 地産地消に配慮した安心・安全な給食の提供と食育を推進します
- (9) 学校園施設・設備の充実を図ります

② 生涯学習の機会を広げ文化・スポーツの振興を図ります

- (1) 誰もが楽しみ触れ合える生涯学習活動を推進します
- (2) 社会教育施設の充実を図ります
- (3) 地域文化・芸術活動を振興します
- (4) 文化財の保護・保存と有効活用を図ります
- (5) 歴史を生かしたまちづくりを推進します
- (6) ライフステージに応じたスポーツ活動を推進します
- (7) スポーツを通じた青少年の育成を図ります
- (8) スポーツ施設の充実と広域的なスポーツを推進します
- (9) 人権を大切にする共生のまちづくりを進めます

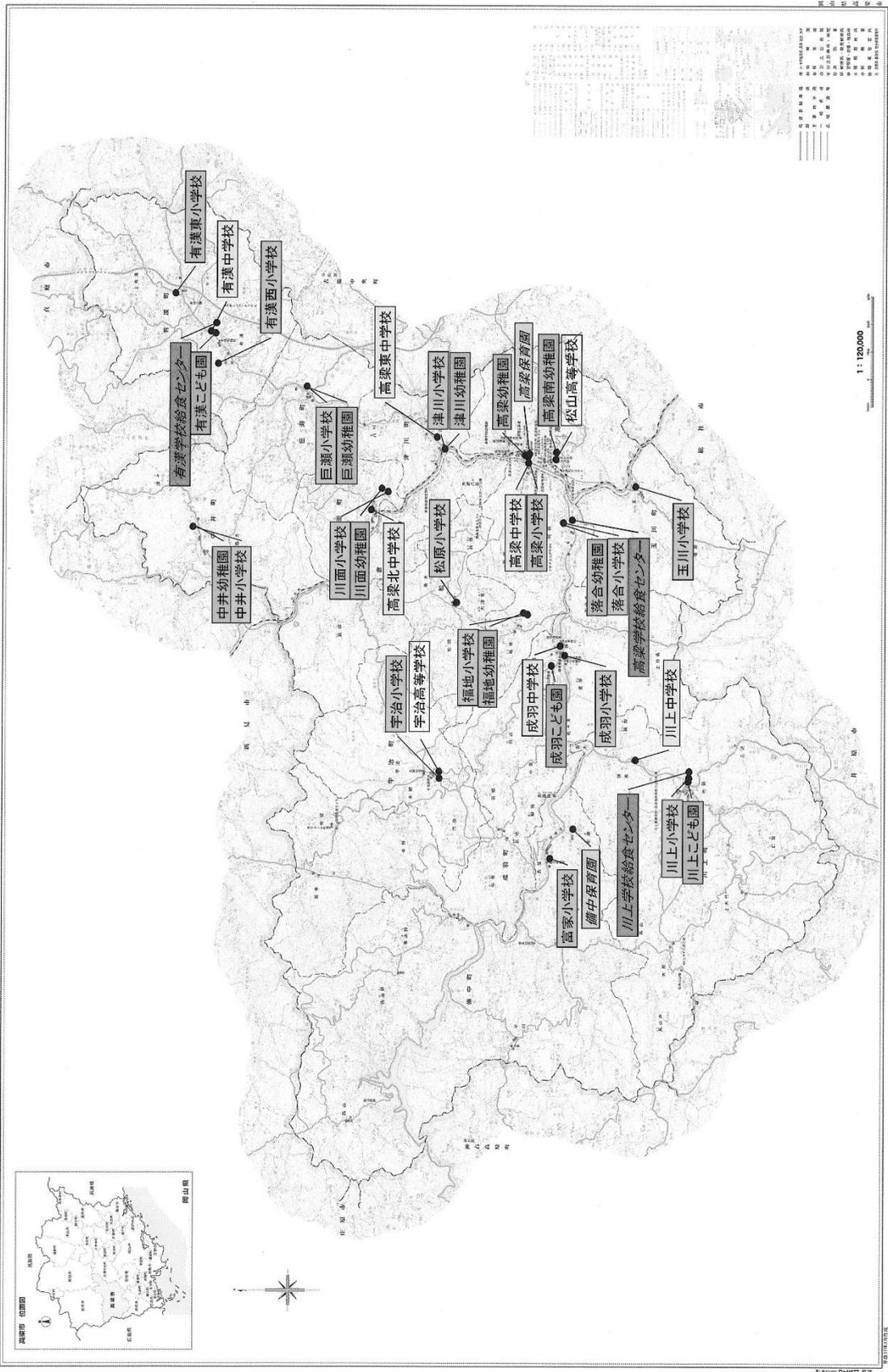
高梁市の一貫教育全体構想図



大志を抱き未来を拓く人づくり



高梁市立学校等所在地図



令和3（2021）年3月現在

高梁市の学校別在学者数・学級数及び学校給食数

1. 学校園別在学（園）者数・学級数

令和2（2020）年5月1日現在

区分	学校名	在学者数 (うち特別支援)	学級数 (うち特別支援)
小学校	高 梁	341 (23)	16 (4)
	津 川	55 (3)	7 (1)
	川 面	58 (6)	8 (2)
	巨 瀬	25 (0)	3 (0)
	中 井	28 (2)	4 (1)
	玉 川	22 (2)	4 (1)
	宇 治	11 (0)	3 (0)
	松 原	15 (1)	4 (1)
	落 合	189 (16)	10 (3)
	福 地	14 (0)	3 (0)
	有漢東	35 (0)	4 (0)
	有漢西	58 (5)	7 (1)
	成 羽	150 (11)	8 (2)
	川 上	70 (5)	8 (2)
	富 家	31 (3)	4 (1)
計 (15校)	1,102 (77)	93 (19)	
中学校	高 梁	314 (17)	13 (3)
	高梁東	43 (0)	3 (0)
	高梁北	44 (0)	3 (0)
	有 漢	53 (0)	3 (0)
	成 羽	102 (4)	6 (2)
	川 上	47 (6)	5 (2)
計 (6校)	603 (27)	33 (7)	
高校	松 山	21	4
	宇 治	16	3
計 (2校)	37	7	

区分	園 名	在園者数	学級数
幼稚園	高 梁	22	3
	高梁南	23	3
	津 川	5	3
	川 面	17	3
	巨 瀬	7	1
	中 井	5	1
	玉 川	(休園)	
	宇 治	(休園)	
	松 原	(休園)	
	落 合	33	3
	福 地	9	1
	計 (11園)	121	18

区分	園 名	在園者数
こども園	有 漢	65
	成 羽	103
	川 上	54
	計 (3園)	222

区分	園 名	在園者数
保育園	高 梁	127
	備 中	16
	西 山	(休園)
計 (3園)	143	

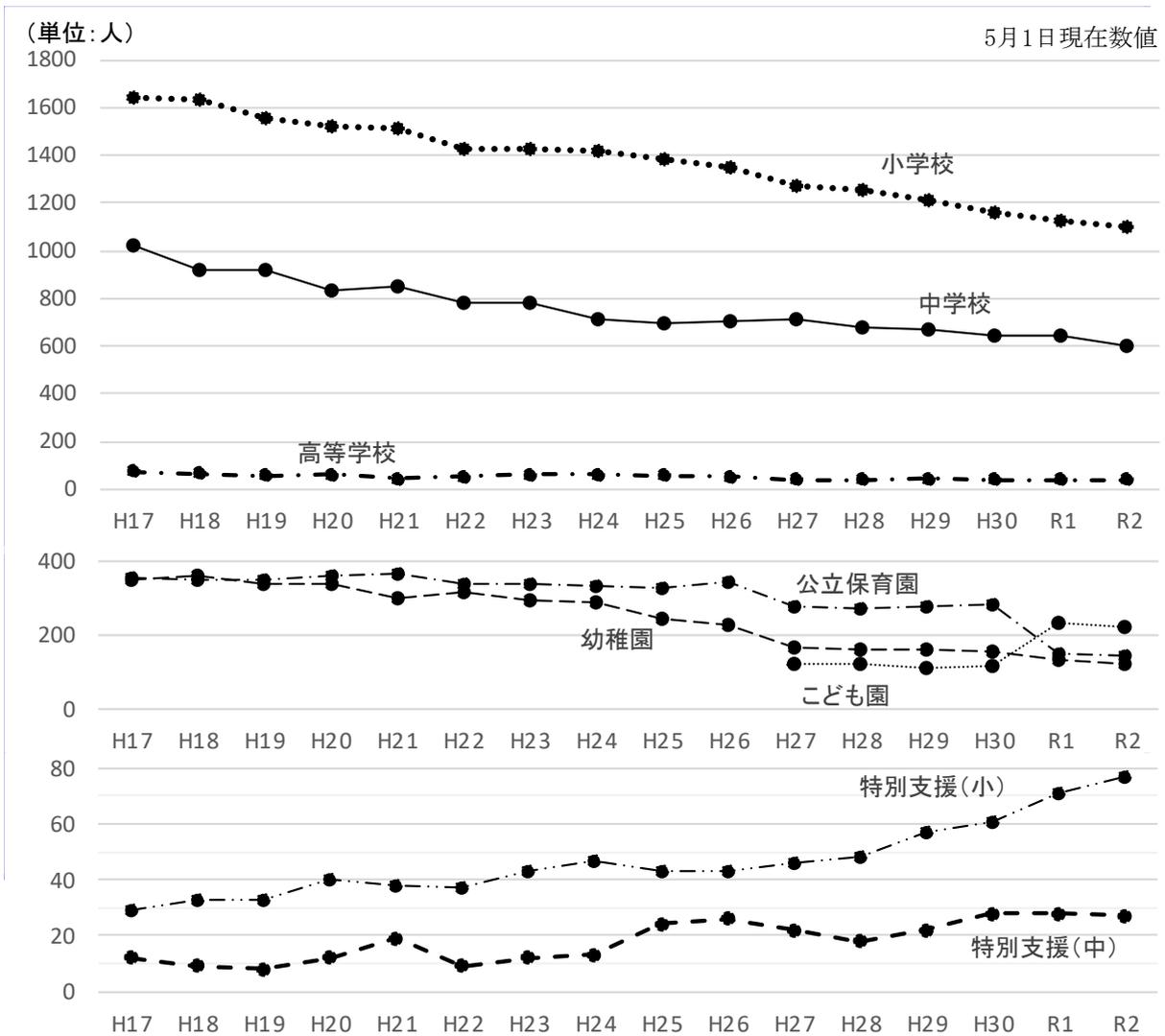
2. 学校給食数

令和2（2020）年5月1日現在

センター名	食 数
高梁学校給食センター	1,631
有漢学校給食センター	355
川上学校給食センター	290
計	2,276

※ 食数には職員分を含む

3. 在学者数の推移



【学校園再編の経過】

- 平成 22 (2010) 年 4 月 高倉小学校 (川面小学校へ統合)
- 高山小学校 (川上小学校へ統合)
- 高倉幼稚園 (川面幼稚園へ統合)
- 平成 24 (2012) 年 4 月 布寄小学校 (成羽小学校へ統合)
- 吹屋小学校 (成羽小学校へ統合)
- 平成 25 (2013) 年 4 月 平川小学校 (富家小学校へ統合)
- 湯野小学校 (富家小学校へ統合)
- 平成 27 (2015) 年 4 月 有漢幼稚園 (有漢こども園へ移行)
- 川上幼稚園 (川上こども園へ移行)
- 平成 28 (2016) 年 4 月 西山小学校 (新見市へ教育事務委任)
- 平成 29 (2017) 年 4 月 備中中学校 (成羽中学校へ統合・一部新見市へ教育事務委任)

高梁市の社会教育施設等一覧

《公民館》

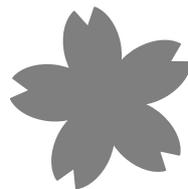
番号	名 称	位 置	電 話
1	高梁中央公民館	原田北町 1203-1	21-0180
2	高梁公民館	原田北町 1203-1	21-0180
3	津川公民館	津川町今津 1801-1	22-2169
4	川面公民館	川面町 2212-1	26-0001
5	巨瀬公民館	巨瀬町 4864-1	25-0001
6	中井公民館	中井町西方 3158	28-2001
7	玉川公民館	玉川町玉 1550	22-2901
8	宇治公民館	宇治町宇治 1690	29-2001
9	松原公民館	松原町春木 669-1	26-1001
10	高倉公民館	高倉町田井 4532-2	26-0059
11	落合公民館	落合町阿部 2303-2	22-2932
12	有漢公民館	有漢町有漢 3387	57-2013
13	成羽公民館	成羽町下原 606	42-2525
14	川上公民館	川上町地頭 1822	48-2203
15	備中公民館	備中町布賀 29-2	45-4515

《文化施設等》

番号	名 称	位 置	電 話	用 途 等
1	備中松山城	内山下 1	22-1487	
2	高梁市郷土資料館	向町 21	22-1479	
3	高梁市川上郷土資料館	川上町地頭 1857-1	48-2977	問合せ 21-1516
4	高梁市図書館	旭町 1306	22-2912	
5	高梁総合文化会館	原田北町 1212	22-1040	
6	高梁市文化交流館	原田北町 1203-1	21-0180	
7	高梁市有漢生涯学習センター	有漢町有漢 3387	57-2013	
8	高梁市勤労青少年ホーム	落合町近似 267-7	22-1880	
9	高梁市成羽文化センター	成羽町下原 606	42-2525	
10	高梁市川上総合学習センター	川上町地頭 1822	48-2203	
11	高梁市歴史美術館	原田北町 1203-1	21-0180	
12	高梁市成羽美術館	成羽町下原 1068-3	42-4455	
13	吉備川上ふれあい漫画美術館	川上町地頭 1834-1	48-3664	
14	景年記念館	備中町布賀 3543-3	45-9850	問合せ 21-1516
15	高梁市青少年研修センター	成羽町成羽 2298	42-2207	会議・宿泊
16	松山城等管理事務所	内山下 1	22-2756	
17	高梁市山田方谷記念館	向町 21	22-1479	

高梁市のスポーツ施設一覧

番号	名 称	位 置	電 話	用 途 等
1	高梁運動公園	小高下町 2-1	22-1552	陸上競技場兼野球場、テニスコート、弓道場
2	神原スポーツ公園	松原町神原 2323-5	22-8765	野球場、多目的グラウンド、テニスコート、多目的広場
3	ききょう緑地	落合町近似 93-1	—	陸上競技場兼野球場
4	有漢農村公園	有漢町有漢 7996-1	—	芝生広場
5	有漢スポーツパーク	有漢町有漢 7996-1	—	多目的グラウンド、補助グラウンド、グラウンドゴルフ場
6	有漢総合グラウンド	有漢町有漢 3349	—	多目的グラウンド
7	なりわ運動公園	成羽町成羽 1860	—	野球場、多目的グラウンド
8	高梁市民体育館	落合町近似 267-7	22-1880	競技場、格技場、トレーニング室
9	有漢体育館	有漢町有漢 3387	—	
10	成羽体育館	成羽町成羽 2251-1	—	
11	成羽武道館	成羽町下原 884	42-2947	
12	成羽ミニスポーツセンター	成羽町成羽 2796-4	42-2642	ビリヤード場、ウエイトトレーニング場、フロアリング場
13	高梁市民プール	落合町近似 93-1	22-2931	
14	有漢市民プール	有漢町有漢 3387	—	
15	成羽市民プール	成羽町成羽 601	—	
16	川上総合運動公園	川上町地頭 1730	—	体育館、テニスコート、多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場



令和3年3月発行

令和4年4月改訂

《問い合わせ》高梁市教育委員会事務局 教育総務課 総務係
〒716-8501 高梁市松原通 2043 番地
TEL (0866) 21-1500 / FAX (0866) 21-1510